

松溪中学校 PTA会則

令和 7 年度



卒業まで使用しますので大切に保管してください。

杉並区立松溪中学校 P T A会則

第1章 名 称

第1条 本会は東京都杉並区立松溪中学校 P T Aといい、事務所を東京都杉並区荻窪2丁目3-1に置く。(以下本会といふ。)

第2章 目 的

第2条 本会は、学校の教育活動に協力し、生徒の福祉を増進し、会員の教養を高め、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は次の方針に従つて活動する。

1. 生徒の保護、補導及び福祉を増進することに協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
3. 生徒児童の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
4. 学校の主体的教育活動及び運営に干渉しない。

第4章 活 動

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 教育環境の整備改善に関する事。
2. 生徒の厚生、福祉及び生活指導に関する事。
3. 会員相互の親睦を図り、教養を高めること。
4. その他目的達成のために必要な事。

第5章 会 員

第5条 本会会員となることのできるものは、本校生徒の保護者ならびに教職員(以下T会員といふ)とする。

第6章 会 計

第6条 本会の経費は、会費ならびに自発的な寄附金及びその他をもってこれにあてる。

第7条 会員は一家庭につき月額200円の会費(保険料込み)を納入する。ただし特別な事情がある場合は、減額又は免除することができる。

第8条 本会の予算は予算委員会において編成する。

第7章 役員及び常置委員

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (保護者)
 2. 副会長 3名 (保護者2、T会員1)
 3. 書記 3名 (保護者2、T会員1)
 4. 会計 3名 (保護者2、T会員1)
- (2. 3. 4. の役員は、運営委員会が必要と認めたときに限り増員することができる。)

第10条 役員は会員の中から選任する。選任の方法は会員の中から選出構成された役員選出委員会によって選出し、全会員の信任投票によって承認される。

第11条 役員の任期は1年とし、重任はさまたげない。欠員が生じたときは、後任を必要とする場合は運営委員会において補欠より選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、総会及びその他の諸会議を招集・司会し、会務を統括処理する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記 総会及び役員会・運営委員会等の議事ならびに、本会の活動に関する重要事項を記録する。
4. 会計 本会の予算に基づいて一切の会計事務を処理し総会において決算の報告をする。本会の備品を管理する。

第13条 役員は、常置委員ならびに役員選出委員を兼務することはできない。

第14条 本会に次の常置委員を置く。学級代表委員、文化厚生委員、広報委員、校外生活委員を各学級より選出する。

第15条 常置委員は各委員会に属し、その活動の企画立案ならびに執行にあたる。各委員会の活動については別途内規による。

第8章 会計監査ならびに顧問

第16条 次により、会計監査を置く。

1. 前年度運営委員の中より2名を互選により選出し、全会員による信任投票によって承認される。
2. その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
3. 任期は1年とし、1回に限り重任することができる。
4. 会計監査は常置委員ならびに役員選出委員を兼務することはできない。

第17条 顧問には、校長ならびに前会長等を会長が委嘱し、会務の運営その他について意見を求めることができる。

第9章 会議

第18条 本会の会議は下記の通りとする。

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| 1. 総 会 | 2. 役 員 会 | 3. 運 営 委 員 会 |
| 4. 常 置 委 員 会 | 5. 各 学 年 委 員 会 | 6. P T A 学 級 会 |

総 会

1. 定期総会は1回とし年度初めに行う。
総会は、前年度の事業報告、会計及び会計監査報告、当年度の事業計画、予算を審議決定ならびに当年度の役員（T会員）の承認を行う。
2. 運営委員会が必要と認めたとき、また会員の5分の1以上の要求があったとき、臨時総会を開き重要事項を審議する。
3. 予算の変更及び会則の改正は、総会の付議事項とする。
4. 総会は、会員の2分の1以上をもって定足数とし、委任状を認める。

役 員 会

1. 役員会は校長及び第9条に定める役員をもって構成する。
2. 必要に応じて随時会を開き、緊急やむを得ない事項について決定執行することができる。ただし次回の運営委員会に報告する。

運 営 委 員 会

1. 運営委員会は下記によって構成される。
 - ア. 役 員
 - イ. 各常置委員会委員長ならびに副委員長
 - ウ. 特別委員会委員長ならびに副委員長
 - エ. 校長
 - オ. 学級代表委員
2. 運営委員会の任務は次の通りとする。
本会会務遂行のための議決機関で、会の重要事項を審議決定する。

常 置 委 員 会

1. 常置委員会は第4条の事業を行うため、学級代表・文化厚生・広報・校外生活の各委員によって構成する。
2. 各常置委員会には、委員の互選により、委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1、T会員1）を置く。

各 学 年 委 員 会

1. 各学年の常置委員によって構成し、学級代表委員が会を招集し司会する。
2. 重要事項については、運営委員会にはからなければならない。

P T A 学 級 会

1. 学級の保護者によって構成し、学級代表委員が会を司会する。

第25条 特別委員会

1. 特別委員会は第8条の予算委員会、第10条の役員選出委員会とする。
2. 特別の事情により、運営委員会が必要と認めたときに限り設置することができる。

第10章 会則改正

第26条 本会の会則改正は総会の決議を得なければならない。

付 則

1. 本会則に規定されていない事項については、その重要性に従い、役員会または運営委員会において決定する。
2. 本会則は昭和43年4月1日から施行する。 (昭和43年3月8日改正)
3. この会則は昭和45年・49年・53年・54年・56年(2回)・60年において各々一部改正、施行。
4. この会則は平成 2年 4月 1日から施行する。 (平成 2年 3月 9日一部改正)
5. この会則は平成 5年 12月 1日から施行する。 (平成 5年 12月 1日一部改正)
6. この会則は平成 8年 11月 18日から施行する。 (平成 8年 11月 18日一部改正)
7. この会則は平成 9年 3月 12日から施行する。 (平成 9年 3月 12日一部改正)
8. この会則は平成 9年 5月 16日から施行する。 (平成 9年 5月 16日一部改正)
9. この会則は平成 11年 5月 17日から施行する。 (平成 11年 5月 17日一部改正)
10. この会則は平成 12年 4月 1日から施行する。 (平成 12年 3月 6日一部改正)
11. この会則は平成 14年 5月 9日から施行する。 (平成 14年 5月 9日一部改正)
12. この会則は平成 17年 5月 18日から施行する。 (平成 17年 5月 18日一部改正)
13. この会則は平成 20年 5月 23日から施行する。 (平成 20年 5月 23日一部改正)
14. この会則は平成 22年 5月 28日から施行する。 (平成 22年 5月 28日一部改正)
15. この会則は平成 29年 5月 18日から施行する。 (平成 29年 5月 18日一部改正)
16. この会則は令和 5年 4月 1日から施行する。 (令和 5年 4月 1日一部改正)
16. この会則は令和 6年 4月 1日から施行する。 (令和 6年 4月 1日一部改正)

常置委員会内規

1. 学級代表委員会

- ア. 学校と家庭の緊密な連絡をはかり、他の委員とともにクラスの親睦をはかる。
- イ. 重要事項については、学年委員会にはからなければならない。
- ウ. 各学年学級代表は3学年合同で全学年学級代表委員会を構成し、委員長1名、副委員長2名を選出、学年を越えた会員の親睦、交流をはかる。

2. 文化厚生委員会

- ア. 会員相互における活動に関すること。
- イ. 学校の衛生環境及び福祉に関すること。
- ウ. 成人教育に関すること。

3. 広報委員会

- ア. P T A広報紙「松渓」の発行。
- イ. 広報委員会の委員だけで委員会活動をすることに支障がある場合、外部に作業を委託することができる。

4. 校外生活委員会

- ア. 生活環境の安全につとめる。
- イ. 青少年の健全育成をはかる。
- ウ. 教育環境の浄化につとめる。
- エ. 校外生活に関する地域との協力。

各学級における委員選出に関する内規

1. 委員は、学級代表2名、文化厚生1名、広報1名、校外生活1名を各学級より選出する。
2. 委員の選出は、選出日の出席の有無にかかわらず、保護者全員について考慮する。
3. 委員は新人の選出をはかるため、なるべく交代することが望ましい。
4. 委員に欠員を生じた時は、随時の学級会において補欠選出を行い運営委員会に報告する。

役員選出ならびに役員選出委員に関する内規

- 会則10条により役員及び会計監査の選出はこの内規によって行う。
- 役員選出委員選出
各学級より1名を学級内での話し合いの上、選出する(4月)。ただし、現役員・会計監査は、役員選出委員を兼任できない。
- 第1回役員選出委員会は、会長名によって招集され、委員の互選により委員長・副委員長を選出する。
- 役員候補者選出
 - 各学級の役員選出委員は学級(3学年を除く)内の会員から、候補者を学級内の話し合いの上、選出する。なお、選出する候補者の人数は学級内の会員の有効数に応じた人数から当該年度の選出委員会において決定する。
 - PTAの保護者役員(会長・副会長・書記・会計)経験者は、次年度以降の役員候補者選出時に辞退権を行使することができる。
 - 役員選出委員は、役員候補者選出の際候補者の対象にはならない。ただし、立候補する場合はこの限りではない。
 - 3学年の会員において、次年度に妹や弟の入学が確定しているものに限り、立候補することができる。
- 役員選出
 - 役員選出委員会は、各学級から選出された役員候補者の中から役員(会長・副会長・書記・会計)を選出、内定する。
 - 他の候補者は全員次年度の補欠となる。
- 役員内定者・補欠、及び運営委員会より選出された会計監査内定者を一括して会員の投票により承認を得る。ただし、会員数の過半数を得なければならない。
- 役員選出委員会は、役員・会計監査を会員に紹介する。

予算委員会内規

- 予算委員会は、役員、常置委員長、により構成される。
- 年度初めに予算を編成し、運営委員会に提出する。

松溪中学校PTA慶弔見舞内規

- 第1条 T会員の結婚の際は、祝金5,000円を呈する。
- 第2条 会員が死亡したときは、弔慰金10,000円を呈し、代表が会葬する。T会員の配偶者の場合は5,000円、一親等の場合は5,000円を呈し、代表が会葬する。
- 第3条 生徒が死亡したときは、弔慰金5,000円を呈し、代表が会葬する。
- 第4条 T会員が傷病のため引き続き1ヶ月以上欠勤した場合は、見舞金3,000円を贈る。
- 第5条 T会員が公務中不時の傷害を受けたときは、役員会議を経て見舞金を贈ることができる。また生徒が学校管理下において不時の傷害を受けたときも同様とする。
- 第6条 本会または本校の特別に功労のあった者の慶弔見舞等は、本規定にかかわらず役員会または運営委員会で協議決定することができる。
- 第7条 T会員が転退職する際は、餞別を贈ることができる。

付 則

- 本規定に定められていないものはすべて役員会または運営委員会で協議決定する。
- 本規定は、昭和44年 6月 1日より適用する。
- 本規定は、昭和56年 4月 1日より適用する。
- 本規定は、平成 2年 6月 1日より適用する。
- 本規定は、平成11年 4月 1日より適用する。
- 本規定は、平成12年 4月 1日より適用する。
- 本規定は、平成17年 4月 1日より適用する。
- 本規定は、平成17年 4月27日より適用する。
- 本規定は、平成30年 5月11日より適用する。
- 本規定は、令和 4年 4月 1日より適用する。
- 本規定は、令和 5年 4月 1日より適用する。